



急性期、はびきの、母子の看護職員へ月4千円の臨時手当支給 病院や職種による差別的扱いに抗議し、全病院職員への支給を強く要求

2月22日、病院機構当局は、府職労・病院労組に対し、「月の初日に大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター及び大阪母子医療センターに勤務し、職種が看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）である職員に月額4千円、非常勤の看護職員1時間当たり26円（月給者は月額4千円）を支給する」と提案し、時間がないため労使協議を省略し、実施したいと説明しました。2月1日に遡って実施し、2月分については3月の給料と合わせて支給するとしています。

国制度による差別的な取り扱いはやめろ

府職労・病院労組は「基本的に国の制度による手当支給であり了承するが、病院間や職種間で差をつけることは容認できない。全ての病院、全ての職員に対し支給すべきであり、給料月額引上げや非常勤職員の報酬単価引上げを行うべきだ」と強く要求しました。

病院機構当局は「今回は2月～9月の取り扱いについて提案したが、10月以降どのように取り扱うかは決まっていない。要求も踏まえ、あらためて協議したい」

と答えました。

今回の提案は、昨年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（裏面参照）によるものです。この対策では「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度（月額4千円）引き上げるための措置を令和4年2月から前倒して実施するために必要な経費を都道府県に交付する」とし、その要件として「一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）」と指定しています。

これによって、今回の支給対象が急性期、はびきの、母子の3センターに限定されたと説明しています。

すべての病院職員の大幅賃上げを実現しよう

大阪府立病院機構は、5つのセンターが一体となって、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持および増進に

寄与するという目的をもっています。言うまでもなく、それぞれのセンターが専門性や特性を発揮し、その目的達成をめざしています。

病院機構理事長も「府立病院機構の5病院はそれぞれの特性を生かしたきめ細かい医療を患者さんに提供するのはもちろんのこと、それぞれの分野での高度先進医療の推進にも努めてまいります」と述べています。

そのため、これまでも大阪府職員と同様に、センターの所在地にかかわらず、地域手当を一律支給するなど、病院によって格差が生じないように取り扱ってきました。

今回の臨時手当支給は、国の制度そのものが差別的な取り扱いが原因であるとはいうものの、センターの役割によって格差をつけるもので容認できるものではありません。

府職労・病院労組は、あらためて要求書も提出し、すべての病院、すべての職員の大幅な賃上げをめざして取り組みを進めます。



看護職員等処遇改善事業補助金の概要

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

- ◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
- ◎ **補助金額** 対象医療機関の看護職員（常勤換算）1人当たり月額平均4,000円の賃金引上げに相当する額
※ 4,000円の賃金引上げに伴う社会保険料の事業主負担の増加分も含む
- ◎ **対象となる医療機関**：以下の全ての要件を満たす医療機関
 - ✓ 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関であること：一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）
 - ✓ 令和4年2・3月分（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること（医療機関は都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能。）。なお、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、3月に一時金等により支給することを可能とする。
 - ✓ 令和4年4月分以降は、賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上をベースアップ等（基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善）に使用すること。なお、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分は一時金等による支給を可能とする。
- ◎ **賃金改善の対象となる職種**
 - ✓ 看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）
 - ✓ 医療機関の判断により、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能
- ◎ **申請方法** 対象医療機関が都道府県に対して、看護職員・その他職員の月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）を記載した計画書を提出
- ◎ **報告方法** 対象医療機関が都道府県に対して、賃金改善実施期間終了後、看護職員・その他職員の月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）を記載した実績報告書を提出

◎ 補助金の交付方法

対象医療機関は都道府県に対して申請を行い、都道府県から対象医療機関に対して補助金を交付（国費10/10、約215.6億円）

◎ 申請・交付スケジュール

- ✓ 賃上げ開始月（2・3月）に、その旨の用紙を都道府県に提出
- ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を交付
- ✓ 賃金改善実施期間終了後、処遇改善実績報告書を提出

【執行のイメージ】

